

常総市立小中学校 I C T 環境更新事業に係る調達仕様書

本仕様書は、常総市立小中学校 I C T 環境更新事業（以下「本事業」という。）について、基本的な考え方を示したものである。

したがって、本仕様書に明記していない事項でも、本事業の目的を達成するために、効果的な取り組みと認められるものは、上限額の範囲内で追加提案することも可能である。

1. 本事業の概要について

(1) 事業名

常総市立小中学校 I C T 環境更新事業

(2) 事業目的

本市の教育大綱の中で、地域の未来を担う子どもたちの「確かな学力」と「健やかな身体」と「豊かな心」を育み、夢を持ち「生きる力」を育んでいくことを基本理念としている。

そのような力を身に付けていくためには、社会生活の中で I C T を日常的に活用することが当たり前となる中にあって、学校での学びにとどまらず、児童生徒が主体的に学び取るための道具として I C T を適切に使いこなすことが必要であり、そのための資質・能力としての情報活用能力の育成が求められている。また、児童生徒が、情報活用能力を発揮し、自ら学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成し、多様な学びで豊かな創造性を育んでいくことが必要である。

さらに、学校に求められる役割は年々増加し、教職員の時間外勤務時間は高い水準が続いている中で、教職員が自らのワーク・ライフ・バランスを確保しつつ、より児童生徒に向き合える環境をつくることは、本市が求める人材の確保や、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現へと繋がると考えている。

そのため、以下の4つを構築することを目的とする。

①校務支援システムのクラウド化及びネットワークの再構築並びに認証方法の確立等テレワークを実施するためのセキュリティ対策を講じた上でロケーションフリーによるアクセスを実現できる環境を構築する。

②保護者連絡アプリなど汎用クラウドツールと連携し、個々のシステム・サービスに対する入力作業の削減による教職員の負担軽減やコミュニケーションの迅速化・活発化できる環境を構築する。

③クラウド化に伴い、守るべき情報資産にアクセスするものはすべて信用せずにその安全性を検証することで、情報資産への脅威を防ぐという「ゼロトラストセキュリティ」の考え方方に準じたセキュリティ対策を講じる。

④児童生徒の出欠席及び成績情報等の校務系データ、授業支援ツールやAIドリル教材で蓄積された学習系データ等の膨大なデータは、現在個々に保存されているため、今後MEXCBTのデータを含め、収集・分析・可視化するインターフェースを構築し、そこから得られる情報を効果的に活用し、業務及び授業の改善につなげるために、データ連係基盤ダッシュボードの導入し、1人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、学校経営判断の迅速化や適正化及び教育委員会による学校支援や教職員ケアの充実、学校経営指導の効率化、資源配分の見直しに繋げることを実現する。

(3) 対応方針

①文部科学省が示す次のガイドライン等を踏まえることを前提とする。

- ・次世代校務DXガイドブック

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369_00002.htm

- ・教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm

- ・GIGAスクール構想の下での校務DXについて

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/175/mext_01385.html

②常総市が示す公立学校情報機器整備事業に係る各種計画を踏まえることを前提とする。

https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/shisei/seisaku/kyouiku_keikaku/page003893.html

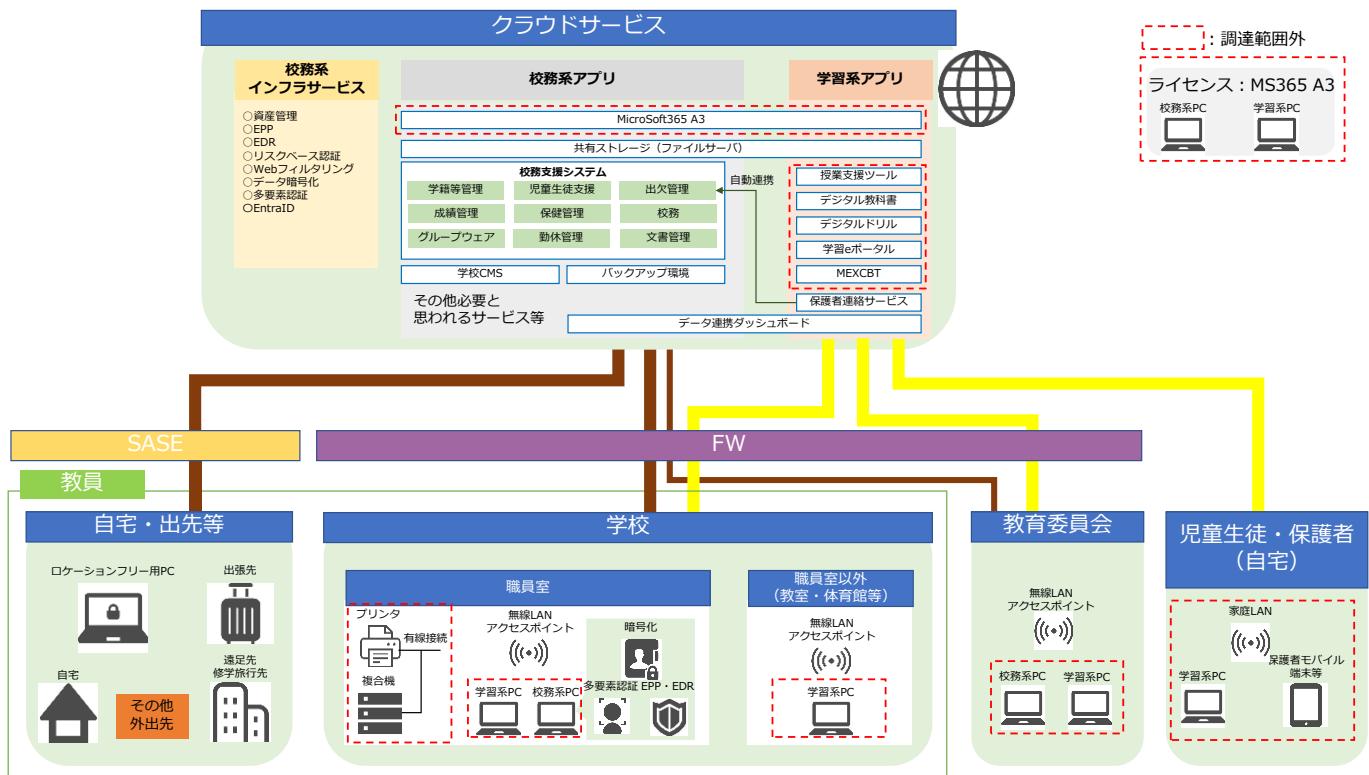
(4) 事業実施概要

- ①統合型校務支援システムの更改
- ②資産管理ソフトウェアの構築
- ③ゼロトラストネットワークの構築
- ④ゼロトラストセキュリティ対策の構築
- ⑤ロケーションフリー環境の構築
- ⑥データ連係基盤ダッシュボードの構築
- ⑦その他環境構築
- ⑧導入支援・運用支援・保守支援

(5) 事業実施イメージ

事業実施イメージは、下記のとおりとする。

ただし、提案者が本仕様を満たすために別な最適な手法がある場合は、別の手法を用いた提案を実施すること。



(6) 利用条件等

①利用者範囲

利用者範囲は、下記のとおり。なお、令和7年5月1日現在の情報である。

	学校名	住所	クラス数	児童生徒数	教職員数
1	水海道小学校	常総市水海道天満町 2516-1	19	405	44
2	大生小学校	常総市平町 415-1	9	90	20
3	五箇小学校	常総市上蛇町 1508	7	53	20
4	三妻小学校	常総市中妻町 4146	10	153	29
5	菅原小学校	常総市大生郷町 1615	10	111	23
6	豊岡小学校	常総市豊岡町丙 3362	13	234	33
7	絹西小学校	常総市坂手町 7303-3	17	321	37
8	菅生小学校	常総市菅生町 4711	10	120	21
9	岡田小学校	常総市向石下 1020	16	320	39
10	玉小学校	常総市若宮戸 794	7	89	20
11	石下小学校	常総市新石下 1907-1	17	341	39
12	豊田小学校	常総市豊田 2246	7	68	22
13	飯沼小学校	常総市鴻野山 859-1	9	189	28
14	水海道中学校	常総市小山戸町 61	19	426	62

15	水海道西中学校	常総市豊岡町乙 1005-1	17	421	39
16	石下中学校	常総市本石下 1000-1	13	296	33
17	石下西中学校	常総市杉山 910-1	13	288	37
18	教育委員会	常総市新石下 4310-1	-	-	28

※クラス数においては、特別支援学級含む

②校務系端末について

教職員が利用する校務系端末の仕様は、下記のとおり。

端末台数	510 台
ライセンス	「Microsoft 365 for Education A3」を予定

なお、本事業で利用する端末は令和8年度中に調達するものであるため、その他仕様については、記載しないものとし、次期学校 ICT 環境にて調達すべき端末の仕様を求めるものとする。

③学習系端末について

教職員及び児童生徒が利用する学習系端末の仕様は、下記のとおり。

端末台数	・児童生徒端末：3,787 台 ・予備端末：190 台 ・教職員端末：473 台
ライセンス	「Microsoft 365 for Education A3」
OS	「Windows 11 Pro Education」
CPU	「インテル® プロセッサーN100」
ストレージ	「128GB UFS」
メモリ	「8GB」
画面	「11.6 型 HD IPS 液晶」
無線	「インテル® Wi-Fi 6 AX201 / IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax」

(7) 納入物品

各種仕様書を参照すること。

(8) 納入場所

納入場所：茨城県常総市新石下 4 3 1 0 – 1（石下庁舎内）

常総市 教育委員会 学校教育課

2. 本事業の実施要件について

(1) 校務支援システムの更新

別紙「統合型校務支援システムの更改に係る調達仕様書」のとおり

(2) 資産管理ソフトウェアの構築

別紙「資産管理ソフトウェアの構築に係る調達仕様書」のとおり

(3) ゼロトラストネットワークの構築

別紙「ゼロトラストネットワークの構築に係る調達仕様書」のとおり

(4) ゼロトラストセキュリティ対策の構築

別紙「ゼロトラストセキュリティ対策に係る調達仕様書」のとおり

(5) ロケーションフリー環境の構築

別紙「ロケーションフリー環境の構築に係る調達仕様書」のとおり

(6) データ連係基盤ダッシュボードの構築

別紙「データ連係基盤ダッシュボードの構築に係る調達仕様書」のとおり

(7) その他環境構築

別紙「その他環境構築に係る調達仕様書」のとおり

(8) 導入支援・運用支援・保守支援

別紙「導入支援・運用支援・保守支援に係る調達仕様書」のとおり

(9) 共通事項

①サービス提供形態

- ・クラウドサービスを積極的に採用すること。ただし、サービス毎にコストパフォーマンスなど総合的に考慮し、オンプレミス型を採用することも可とする。
- ・クラウドサービスは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の認証を取得していること。
- ・インターネットを経由するすべての通信に対し、SSL/TLSによる暗号化を行っていること。
- ・利用開始より5年間のサービス提供を保証できること。
- ・利用時間は平日日中が主となるが、ロケーションフリーを想定しているため、メンテナンス等の時間を除き、原則として24時間365日提供すること。
- ・計画停止を実施する場合は、原則1ヶ月前に本市に連絡すること。

②利用場所

市立小中学校及び市教育委員会並びに教職員及び児童生徒の自宅等

③セキュリティ要件

- ・児童生徒の個人情報や評価結果など、機密性の高い情報が含まれるため、外部に漏れることの

ないよう高いセキュリティが確保されていること。

- ・文部科学省にて策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「教育データの利活用に係る留意事項」を準拠したサービスであること。

④既存システム（サービス）又は既存機器の取扱いについて

既存システム（サービス）又は既存機器に設定変更が生じる場合や問題が発生した場合は、保守事業者と連携のうえ対応すること。

⑤その他の要件

- ・本事業を実施するにあたり、導入する情報機器については、リースとすること。
- ・教職員に配布している Microsoft アカウントと連携し、シングルサインオンでログインできること。
- ・日本語に対応したユーザーインターフェースであること。
- ・マニュアルを都度参照することなく、感覚的に利用できるインターフェースであること。また、教職員が児童生徒に利用方法を説明する際にも、容易に説明できるインターフェースであること。
- ・その他の機能要件は、別紙・様式 8 「機能要件確認書」に示す事項を可能な限り備えていること。なお、必須項目は必ず備えること。

3. 企画提案書の作成について

企画提案書は、下記の点に留意し作成すること。

- ①下記の【企画提案書記載項目】順に作成するとともに、記載内容は当該項目内で完結すること。
- ②記載する内容は、全て本事業における実施義務事項として、提案事業者が実施義務を負うこと。
ただし、実施義務事項ではなく、参考として記載が必要である場合は、【参考】と明示し、実施義務事項と混同する可能性を排除すること。
- ③明瞭かつ具体的に記載することとし、専門知識を有しないものでも理解できるように配慮すること。
- ④記載は文章をもって行い、図表等はその補助として用いること。また、ページ番号を記載すること。
- ⑤A4 版 50 ページ以内で作成すること。やむを得ず A3 版で作成する場合は、A4 版に折り込むこと。なお A3 版 1 枚は、A4 版 2 ページに換算する。
- ⑥フォントの種類は制限しないが、文章の文字サイズは 10 ポイント以上、図表等の文字サイズは 7 ポイント以上とすること。

【企画提案書記載項目】

項目	記載要領
I 会社概要・事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ○会社概要として、下記の項目について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①会社・法人等名称, ②所在地, ③代表者名, ④設立年月, ⑤資本金, ⑥売上高（直近決算期）, ⑦従業員数, ⑧主な事業内容, ⑨保有する公的機関による認証, ⑩サポート拠点 ○情報セキュリティに関する公的機関により認証を受けているものを全て記載すること。 ○国, 地方公共団体等から受注した本事業と類似する事業の実績を記載すること。 ○過去の実績を本事業にどのように活用するかを記載すること。
II 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○本事業の実施体制について記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①実施体制, ②責任者の実務経験及び経歴, ③各要員の役割分担, ④実施体制の根拠について記載すること。
III 基本事項・実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○本事業の目的を踏まえ、基本的な考え方や基本方針について、記載すること。 ※長期で利用した際の考え方についても記載すること。 ○本事業における取組み意欲を記載すること。 ○本事業を実施するにあたり、スケジュールを記載すること。 ○本市と事業者の役割分担を記載すること。
IV 校務支援システムの更改	<ul style="list-style-type: none"> ○導入するシステム（サービス）名を記載すること。 ○次期システムの特徴を記載すること。 ○導入効果を記載すること。
V 資産管理ソフトウェアの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○導入するソフトウェア（サービス）名の正式名称を記載すること。 ○導入するソフトウェア（サービス）の画面構成及び機能詳細を記載すること。 ○情報機器等資産の初期登録手順を記載すること。 ○デバイス制御における実施手順を記載すること。 ○構築・運用支援について、具体的に記載すること。 ○本市にとっての運用管理方法を記載すること。
VI ゼロトラストネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○導入する製品の概要を記載すること。 ○ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、課題の解決・実現方法を記載すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ○今後利用を想定するインターネット回線の概要を記載すること。 ○導入後の方向性を記載すること。
VII ゼロトラストセキュリティ対策の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○製品名を記載すること。 ○導入製品の概要を記載すること。 ○導入効果を記載すること。 ○インシデント発生時の対応・復旧について、記載すること。
VIII 口케ーションフリー環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○導入するシステム（サービス）名を記載すること。 ○導入する口ケーションフリー環境の概要（利用回線含む）を記載すること。 ○利用方法について記載すること。 ○提案したセキュリティに関する概要を記載すること。 ○導入後の方向性を記載すること。
IX データ連係基盤ダッシュボードの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○導入するシステム（サービス）名を記載すること。 ○導入システムの概要を記載すること。 ○導入効果について記載すること。 ○有効活用事例について記載すること。
X その他環境構築	<ul style="list-style-type: none"> ○導入するシステム（サービス）名を記載すること。 ○導入システムの概要を記載すること。
XI 導入支援・運用支援・保守支援	<ul style="list-style-type: none"> ○貴社が設置する学校総合ヘルプデスクの概要を記載すること。なお、導入支援と運用支援で体制が異なる場合は、両体制を記載すること。 ○導入時及び運用時の研修計画及び研修概要を記載すること。 ○データ移行の実施方法及びスケジュールを記載すること。 ○各システム及びサービスのバージョンアップにおける考え方について記載すること。 ○次期学校 ICT 環境にて必要な校務系端末の仕様を記載すること。なお、ネットワーク統合しており、学習系端末に統合する場合は、その旨記載すること。 ※参考機器についても併せて示すこと。 ○今後導入する校務系端末へのキッティング方法について、記載すること。 ○今後導入する校務系端末のサポート概要を記載すること。 ○年度更新時における支援内容を記載すること。

	○進捗会議及び定例会の概要について記載すること。 ○その他支援について記載すること。
XII その他	○その他貴社にて上限金額の中で提供可能な「教職員が自らのワーク・ライフ・バランスを確保しつつ、より児童生徒に向き合える環境をつくるためのサービス」等があれば記載すること。

4. 機能要件確認書の作成について

以下の基準に基づき回答を記載し、作成すること。

【機能要件確認書回答基準】

項目	回答	回答基準
機能要件	◎	標準対応可能
	○	代替案又はカスタマイズにより対応可能
	△	一部可能
	×	不可能

※回答の理由を分かりやすく具体的に記載すること。なお、企画提案書と結びつけることができる場合は、企画提案書のページ番号についても記載すること。また、ハードウェアについては、製品名を記載することとし、製品カタログを提出するものとする。

※製品カタログは、企画提案書のページ数には含めない。

※具体的に記載されていない場合、評価を変更する可能性もあることを考慮して記載すること。

5. その他の事項

(1) 業務を実施する環境

- ①本事業を実施する上で必要となる機材については、本件受注業者（以下「受注者」という。）において準備することとし、その所有経費は契約金額に含まれるものとする。
- ②本市は、受注者に対し、本事業の遂行に当たり必要となる資料等について、必要に応じて貸与するものとする。

(2) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の扱いは、以下に定めるところによる。

- ①受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定する権利を本市に無償で譲渡するものとする。

②本市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

③受注者は、本市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

（3）その他の事項

①機密保護

受注者は、データの漏えい、紛失、盗難等を防止する措置をとらなければならない。また、履行にあたって本市より提供する各種情報や知り得た秘密については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを第三者に漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

②再委託について

原則として、本事業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を本市へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

なお、本事業に伴う成果物については、受注者が最終責任を負うこととし、これが受注者と再委託先との契約によって担保されていること。

③瑕疵担保責任

本事業の納品完了後、瑕疵が発見された場合には、受託者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合において受託者の責任は、本業務の納品完了日から12ヶ月以内に請求があった場合に限る。

④仕様変更

受注者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本市と協議の上、承認を得ること。

⑤業務分担

本事業について、本市側の作業と受注者側の作業を明確にすること。

⑥記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、本市の指示に従うこと。

⑦その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、本市と協議すること。